

勤務間 インターバル制度とは？

社会保険労務士が分かりやすく解説いたします



参加
無料

申込み締切

5月21日(月)
11:00まで

日時

平成30年5月22日(火) 13:40~ 受付
14:00~16:00 セミナー・グループコンサルティング
希望者のみ 16:00~17:00 個別相談会

会場

エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ

定員

30名(1社1名まで)
*先着順となります。

対象

起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者
*途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法

セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

長時間労働による過労死や健康被害が取り沙汰されるなか、厚生労働省では労働環境の待遇改善の取り組みとして、勤務間インターバル制度を企業に奨励しています。今回のセミナーでは、勤務間インターバル制度とその効果、制度導入に当たり必要な労務管理について社会保険労務士が分かりやすく解説いたします。

14:00~15:00

セミナー
(60分)

勤務間インターバル制度とは？

講師 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

15:00~16:00

グループコンサルティング
(60分)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

16:00~17:00

個別相談会
(60分)

*希望者のみ 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談に対応いたします。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら 022-267-5632 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(5月22日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 検索

営業時間 / 平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く